

事業群評価調書(令和3年度実施)

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	警察本部 交通企画課	式場 龍明
施策名	1 犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくりの推進	事業群関係課(室)	交通・地域安全課、道路維持課、交通指導課、交通規制課、運転免許管理課	
事業群名	② 交通安全対策の推進	令和2年度事業費(千円)	※下記「2. 令和2年度取組実績」の事業費(R2実績)の合計額 2,241,879	

1. 計画等概要

(長崎県総合計画テュンジ&チャレツジ2025 本文)		(取組項目)							
交通事故の起きにくい安全で住みやすい地域の実現のため、市町をはじめ、関係機関・団体と緊密に連携し、総合的な交通安全対策を推進することで交通事故の減少を目指します。		i) 交通安全運動、交通安全教育等の推進 ii) 交通指導取締りの推進 iii) 交通安全施設の整備 iv) 運転免許行政の推進							
事業群	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)
	年間の交通人身事故発生件数	目標値①	3,700件	3,500件	3,300件	3,100件	2,900件	2,900件(R7)	交通事故の起きにくい安全で住みやすい地域の実現のため、市町をはじめ、関係機関・団体と緊密に連携し、総合的な交通安全対策を推進した結果、令和2年中における交通人身事故発生件数は2,987件と、令和元年中より減少(減少率24.6%)しており、この減少率を維持することにより最終目標の達成も見込まれる。
		実績値②	3,959件(R元)						
	達成率②/①							—	

2. 令和2年度取組実績(令和3年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和2年度事業の成果等			
				R元実績	うち一般財源	人件費(参考)		主な指標	R元目標	R元実績		達成率		
取組項目 i	○	1	交通安全教育推進事業	30,318	27,282	186,919	知事部局や関係機関・団体と連携して、交通事故発生状況の分析結果に応じた、幼児から高齢者までの歩行者及び職場・高齢者・若年者・二輪車利用者等の運転者に対する参加・体験・実践型を始めとした交通安全教育を実施した。 なお、新型コロナウイルス感染症の影響から、対面による交通安全教育が制限されたため、SNS等を利用した対面によらない交通安全教育にも力を入れた。 そのほか、地域交通安全活動推進委員249人が交通安全活動等を通じて、県民の交通安全意識の高揚を図った。		【活動指標】	7,000	6,899		98%	●事業の成果 新型コロナウイルス感染症の影響から、対面による交通安全教育は制限され、7,000回の活動指標は達成できず、受講人数についても成果指標の40万人を達成できなかったが、SNS等による新たな手法の交通安全教育を開始するなど、県民の交通安全意識の高揚に努めた。
				26,297	22,077	186,211		交通安全教育実施回数(回)		7,000	5,389	76%		
				27,056	24,663	186,116		7,000						
			—	道路交通安全法第108条の27				【成果指標】	400,000	469,384	117%			
	交通企画課	○	—	—	幼児から高齢者までの運転者・歩行者	交通安全教育受講人数(人)	400,000	324,114	81%					
						420,000								
	○	2	交通安全対策推進費	6,487	6,487	5,568	交通安全対策基本法等に基づいて交通安全対策会議を開催し、「第10次長崎県交通安全計画(平成28年度~令和2年度)」に基づき令和2年度長崎県交通安全実施計画を策定し、総合的な交通安全対策を推進するとともに、「第11次長崎県交通安全計画(令和3年度~令和7年度)」の策定を行った。 また、県内の小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒から交通安全図画・作文を募集し、県民の交通安全意識の高揚を図った。	【活動指標】	1	1	100%	●事業の成果 令和2年6月5日に長崎県交通安全対策会議幹事会を主催し、令和2年度長崎県交通安全実施計画を策定した。また、令和3年3月3日にも同幹事会を主催し、第11次長崎県交通安全計画を策定した。		
				5,861	5,861	5,477			交通安全対策会議開催回数(回)	1	2		200%	
				7,699	7,699	5,497			1					
			S46-	交通安全対策基本法第16条、第25条				【成果指標】	策定	策定	—			
交通・地域安全課	○	—	—	県民全体、関係機関・団体	交通安全実施計画の策定	策定	策定	—						

取組項目 ii	○	7	交通秩序の維持事業	268,420	232,843	2,176,214	令和元年中の交通事故発生状況を分析した結果、交差点及び交差点付近における交通事故が全事故件数の半数を占めていたことから、横断歩行者妨害を始めとした交差点関連違反の交通指導取締りのほか、悪質性・危険性の高い飲酒運転・無免許運転等の交通指導取締りを推進した。	【活動指標】 悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りの実施による検挙件数(件)	数値目標なし	30,725	—	●事業の成果 交差点関連違反及び悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進し、交通秩序の維持を図った。	
				259,762	235,501	2,089,008		【成果指標】 R元:2:交通事故発生状況(過去3年間の平均件数以下)	数値目標なし	30,148	—		
				289,600	252,893	2,111,672		【成果指標】 R元:2:交通事故発生状況(過去3年間の平均件数以下)	数値目標なし	5,194以下	3,959		100%
			警察法第2条			R元:2:交通事故発生状況(過去3年間の平均件数以下)		数値目標なし	4,630以下	2,987	100%		
			—	—	—	R3-:交差点関連違反を原因とする事故及び飲酒・無免許運転による事故の合計件数(過去3年間の平均件数以下)		数値目標なし	845以下				
取組項目 iii	○	8	交通安全施設整備事業	1,091,854	578,981	175,783	交通管制センターで制御する信号機のエリア拡大及び更新、バリアフリー対応の信号機・表示等の改良、交通信号機や横断歩道の新設等の交通安全施設の整備を推進し、交通事故の抑止を図った。	【活動指標】 R元:2:交通信号機の新設(基)	6	6	100%	●事業の成果 交通の安全と円滑のバランスに配慮した交通環境を構築するため、令和2年度には新たに5基の信号機を整備するなどした。	
				1,180,693	571,101	176,822		R3-:歩行者支援型交通信号機の整備(基)	5	5	100%		
				1,212,757	542,447	177,477		【成果指標】 R元:2:交通事故発生件数(信号機新設箇所前後半年間の比較)(件)	4以下	5	80%		
			道路交通安全法第4条			R元:2:交通事故発生件数(信号機新設箇所前後半年間の比較)(件)		2以下	2	100%			
			—	—	—	R3-:信号交差点における高齢者、障害者等の交通事故発生件数(件)		243以下					
	—	—	—	道路利用者									
	9	○	9	交通安全確保業務	5,123	0	0	交通安全対策及び不法占用防止等を目的としたパトロール並びに適正な特殊車両通行許可審査を行った。	【活動指標】 パトロール実施回数(各振興局ごとの平均回数)	36	40	111%	●事業の成果 会計年度任用職員による交通安全対策及び不法占用防止等を目的としたパトロールの実施並びに適正な特殊車両通行許可審査を行い、道路交通の安全を確保した。
					5,113	0	0		【成果指標】 不法占用物件に起因する事故の発生件数(件)	0	0	100%	
					5,148	35	0		【成果指標】 不法占用物件に起因する事故の発生件数(件)	0	0	100%	
				道路法第42条 道路法施行令第35条の2			【活動指標】 R元:運転適性相談による聞き取り件数(件)		数値目標なし	1,503	—		
—				—	—	【活動指標】 R2-:安全運転相談による聞き取り件数(件)	数値目標なし		1,572	—			
—	—	—	道路利用者	【活動指標】 R元:運転適性相談による聞き取り件数(件)	数値目標なし	1,572	—						
取組項目 iv	○	10	運転免許行政の推進	679,279	679,279	416,789	運転免許新規取得者に対する技能試験を始めとする各種試験、運転免許保有者に対する更新時における講習を始めとする各種講習、悪質・危険な運転者に対する行政処分等の運転免許行政を適正に推進した。 また、一定の病気がかかっている者及び高齢者が安全に自動車等を運転することができるよう、運転者やその家族からの相談(安全運転相談)を受け付け、病状や相談内容に応じた対応を行い、運転継続が困難な高齢者に対しては、自治体と連携を図りながら、各種支援を受けやすい環境を醸成した。	【活動指標】 R元:運転適性相談による聞き取り件数(件)	数値目標なし	1,503	—	●事業の成果 適正な運転免許行政を推進した結果、運転免許新規取得者及び保有者の安全運転意識の高揚が図られたほか、悪質・危険な運転者に行政処分を執行することにより、安全な交通環境を確保した。	
				720,643	720,643	603,231		【活動指標】 R2-:安全運転相談による聞き取り件数(件)	数値目標なし	1,572	—		
				848,628	848,628	620,387		【活動指標】 R元:運転適性相談による聞き取り件数(件)	数値目標なし	1,572	—		
			道路交通安全法第101条、第103条ほか			【成果指標】 R元:運転適性相談に基づく行政処分件数(件)		数値目標なし	155	—			
			—	—	—	【成果指標】 R元:運転適性相談に基づく行政処分件数(件)		数値目標なし	155	—			
			—	—	—	【活動指標】 R2-:安全運転相談による聞き取り件数(件)		数値目標なし	143	—			
—	—	—	道路利用者	【活動指標】 R元:運転適性相談による聞き取り件数(件)	数値目標なし	1,503	—						
—	—	—	運転免許新規取得者、保有者	【活動指標】 R2-:安全運転相談による聞き取り件数(件)	数値目標なし	143	—						
—	—	—	運転免許新規取得者、保有者	【活動指標】 R元:運転適性相談による聞き取り件数(件)	数値目標なし	1,503	—						

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

<p>i 交通安全運動、交通安全教育等の推進</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>交通安全運動、交通安全教育等を推進し、県民の交通安全意識の高揚を図ったところ、交通事故死者数については34人となり、最終目標を達成した。</p> <p>令和2年中の交通事故を分析したところ、全死者数34人のうち、25人が高齢者、10人が歩行者であり、また、高齢運転者が第1当事者となる死者数が14人と、他の年齢層に比べて多い状況にあることから、高齢運転者及び歩行者に対する交通安全教育を更に推進し、交通事故の抑止を図る必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>今後、さらなる交通事故の抑止を図るためには、高齢運転者の交通事故抑止に向けた交通安全教育や広報啓発活動、歩行者事故の抑止に向けた参加・体験型の交通安全教育等を推進する。</p>
<p>ii 交通指導取締りの推進</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>全交通事故件数の半数を占める交差点及び交差点付近における事故を減少させるため、交差点関連違反の交通指導取締りを推進するとともに、悪質・危険性の高い飲酒運転、無免許運転等の交通指導取締りを推進した結果、令和2年中における交通事故死者数は前年より1人増加したものの、発生件数及び負傷者数は約2割減少し、交通秩序の維持に寄与した。</p> <p>交通事故発生件数が減少している中において、交差点及び交差点付近における事故の割合は増加していることから、引き続き交差点関連違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>交差点及び交差点付近の交通事故発生状況について分析、検討を行い、地域の交通事故情勢に応じた交差点関連違反の取締りを重点的に行うことで交通秩序の維持を図り、交通事故の抑止を図る。</p>
<p>iii 交通安全施設の整備</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>交通安全施設の整備に関しては、</p> <ul style="list-style-type: none">交通事故の発生状況、県民からの要望等により把握した箇所について検討を行い、道路交通の実情に適応した交通規制の新設及び見直し並びに信号機の設置生活道路における歩行者の安全な通行を確保するための「ゾーン30」の整備及び各種通学路の安全対策の推進道路交通環境の改善を図るべき危険箇所の発見に努め、適切な措置を講ずる二次点検プロセスの推進(二次点検プロセス:交通死亡事故等の重大事故が発生した場合においては道路管理者等の関係者と共に現場診断(一次点検)を実施し、再発防止のための道路交通環境の改善を図っているところ、これらの対策は同様の道路交通環境にある他の道路においても効果的であることから、効果の期待できる道路において道路管理者と共に現場点検(二次点検)を行い、道路交通環境の改善を図っている。)円滑で交通事故のない交通流確保のための光ビーコンの整備等高度道路交通システム(ITS)の推進等の対策を推進したことにより、交通事故の抑止が図られた。 <p>一方で、限られた予算内での適切な維持管理を行うため、既存の交通安全施設の見直しを図りながらスクラップアンドビルドを推進する必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>引き続き、道路新設や交通量増大等の道路環境の変化に伴う交通安全施設整備を推進しつつ、少子高齢化、過疎化等の交通実態の変化に対応した交通安全施設の検証及び廃止を推進する。</p> <p>また、今後、交通事故をより減少させるためには、重大事故となる可能性が高い高齢歩行者や障害者などの交通弱者への安全対策が必要と認められることから、バリアフリー対応型の交通安全施設の整備を推進する。</p>
<p>iv 運転免許行政の推進</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>運転免許取得時の各種試験、更新時の各種講習等における運転者の交通安全運転意識の高揚や悪質・危険な運転者への行政処分等を適正に推進したことにより、令和2年中の交通事故発生件数(前年比-972件)・負傷者数(前年比-1371人)が大きく減少した要因の一端となった。</p> <p>しかしながら、高齢者が第1当事者となる交通死亡事故件数については増加(+3件)している状況にあることから、引き続き、運転者の交通安全運転意識の高揚、安全運転相談等を的確に実施するほか、令和4年6月までに施行される改正道路交通法を適正に運用し、交通事故発生件数及び高齢者が第1当事者となる死亡事故を減少させる必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>交通事故発生件数及び高齢者が第1当事者となる死亡事故を減少させるため、更新時をはじめとする各種講習や安全運転相談を的確に実施するとともに、令和4年6月までに施行される改正道路交通法を適正に運用していくため、認知機能検査及び高齢者講習等の充実を図る。</p>

4. 令和3年度見直し内容及び令和4年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	令和3年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和3年度の新たな取組は「R3新規」と、見直しがない場合は「—」と記載	令和4年度事業の実施に向けた方向性		
			事業期間		事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
			所管課(室)名				
取組項目1	○	1	交通安全教育推進事業	交通事故分析結果に基づく高齢者、歩行者対策として、参加・体験・実践型の講習を関係機関・団体と連携して実施していくほか、手のひら運動等の効果的な広報活動やSNSを活用した交通安全啓発活動及び交通安全教育を実施する。	②	交通事故発生状況の分析結果に基づいた交通安全教育を実施するほか、運転・歩行シミュレータ等機材の充実及び利用促進を図り、関係機関・団体と連携して、より効果的な参加・体験・実践型の交通安全教育に取り組むとともに、テレビ等のメディア媒体及びSNSを活用した交通安全教育を拡充させる。	拡充
			—				
			交通企画課				
	○	2	交通安全対策推進費	—	—	令和3年度から令和7年度の交通安全に関する総合的な指針となる「第11次長崎県交通安全計画」を策定するとともに、令和3年度の長崎県交通安全実施計画を策定し、市町、警察、関係機関・団体等と緊密に連携しながら、陸上交通の総合的な交通安全対策を推進する。また、県内の小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒から、交通安全図画を募集して交通安全意識の啓発を図る。 交通安全対策基本法で交通安全実施計画の策定が義務付けられており、長崎県の交通安全対策を推進していく上で必要な事業であり、県内の交通事故情勢を踏まえ、効果的な交通安全対策を強力に推進する必要があるため本事業を継続する。	現状維持
			S46-				
			交通・地域安全課				
	3	交通安全運動推進費	—	—	交通事故を抑止するためには、県民一人一人の交通安全に対する高い意識が不可欠であり、県民の意識高揚を図るためには、各季の交通安全運動等(夏の交通安全週間を含む。)を推進していく必要があることから本事業を継続していく。また、交通死亡事故が多発したときには、緊急の対策を講じて交通死亡事故の鎮静化を図る必要があることから、迅速な広報活動、その他の対策を講ずるため本事業を継続する。	現状維持	
		S51-					
		交通・地域安全課					
	4	交通安全指導員等育成費	—	—	交通安全指導員は、児童等への交通安全教育、交通安全の広報活動、街頭指導など児童等を中心とした歩行者の交通安全確保・交通安全指導の中核的存在であり、その活動が児童等の交通事故被害防止に大きく寄与していることから本事業を継続していく。その一方で、高齢者の交通事故抑止が大きな課題であるため、高齢者の交通事故抑止に向けた活動を幅広く展開して行く必要がある。 市町交通指導員は、各地域の交通安全維持に必要な不可欠な存在であり、その活動が県下の交通秩序維持に大きく貢献していることから、「長崎県交通安全の保持に関する条例」に規定されたとおり、県の責務として交通指導員への指導教育を行うって交通指導員の資質向上を図るためにも本事業を継続する。	現状維持	
		S48-					
		交通・地域安全課					
	5	交通安全母の会育成費	—	—	交通安全母の会は、児童・生徒の交通安全確保のため地域に根ざした交通安全活動を実践している団体であり、県民の交通安全意識の向上に寄与している。また、長崎県交通安全母の会連合会は、県下の交通安全母の会を取りまとめ、交通安全の事業を積極的に展開し、児童・生徒を対象とする事業のみならず、高齢者の交通事故防止活動も行うなど、交通事故抑止に大きく貢献していることから本事業を継続する。	現状維持	
		S53-					
		交通・地域安全課					
	6	高齢者交通事故防止対策事業費	R3新規	②	令和2年中の交通事故死者に占める高齢者の割合は73.5パーセントと高率であるなど、高齢者に係る交通事故防止対策は本県の重要な課題であることから、令和3年度は、高齢者を交通事故の加害者や被害者にならないための対策として、県、警察、市町の連携によるシミュレータ機材を活用した高齢者対象の参加・体験型講習会を中心とした事業を実施している。 令和4年度においても、実施回数、内容、実施対象の確保方法等の検証を行い、より効果的な参加・体験型講習会を実施する。	改善	
		(R3新規)R3-5					
		交通・地域安全課					

取組項目 ii	○	7	交通秩序の維持事業	令和3年においては、令和2年中における交通事故状況の分析結果、住民からの要望等を踏まえ、交通事故実態に即した交通指導取締り計画を策定し、交通秩序の維持に資する交通指導取締りを推進する。	②	交通事故発生状況の分析・検討を行った上で、交通事故実態に即した交通指導取締り計画の見直しや手法の変更を行い、交通事故抑止に資する交通指導取締りを推進する。	改善	
			—					
			交通指導課					
取組項目 iii	○	8	交通安全施設整備事業	少子高齢化、過疎化等の大きな社会変化に伴い、道路交通の実態も大きく変化することから、既存の交通安全施設の見直しを図りながらスクラップアンドビルドを推進しつつ、高齢者、障害者等の交通弱者を重点対象とするバリアフリー対応型の交通安全施設の更なる整備を推進する。	⑨	今後も少子高齢化、過疎化等が更に進捗していくことが予想されており、これに伴って交通実態の変化も加速していくものと認められ、施設更新の予算確保が困難となってきた現状においては、既設の信号機等の交通安全施設のうち、有効性や必要性が乏しくなっているものについては確実に廃止を推進しつつ、新規道路建設、人口増加や交通量増大等に対応するための交通安全施設整備を推進する。 一方で、ここ数年、交通事故が大幅に減少する中で、更に交通事故を減少させるためには、交通事故に遭った場合に重大な結果となる可能性が高い高齢歩行者や障害者など、交通弱者の安全対策が必要と認められることから、バリアフリー対応型の交通安全施設の整備を推進する。	改善	
			—					
			交通規制課					
			9	交通安全確保業務	—	—	会計年度任用職員による交通安全対策及び不法占用防止等に対するパトロールの実施並びに適正な特殊車両通行許可審査を実施している。道路交通の安全確保を図っていくためには、適正な道路維持管理が不可欠であり、今後ともこれまでどおりの事業を引き続き実施していく。	現状維持
				H15-				
				道路維持課				
取組項目 iv	○	10	運転免許行政の推進	適正な運転免許行政を推進するため、運転免許関係事務委託に係る業務量等の精査を行い委託料の見直しを図り、運転免許事務及び更新時講習等の業務を適正に実施できる体制を確保した。 令和3年の春の定期人事異動において高齢運転者支援係を新設し、令和4年6月までに施行される改正道路交通法を適正に運用するための準備を行った。	②⑨	改正道路交通法を適正に運用できる体制及び予算を確保の上、高齢運転者に対する認知機能検査や運転技能検査を滞りなく実施する。 令和7年1月1日から運転者管理システムのオープン化が実施されることとなっていることから、同オープン化に向けた予算の確保等を行い、運転免許行政が適正に運用できるよう準備検討を実施する。	改善	
			—					
			運転免許管理課					

注：「2. 令和2年度取組実績」に記載している事業のうち、令和2年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていないか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点